

# 2021年（令和3年）第10回総会議事録

1 告示年月日 2021年（令和3年）9月16日（木）  
2 通知年月日 2021年（令和3年）9月16日（木）  
3 開催年月日 2021年（令和3年）9月30日（木）  
4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 東棟3階 302会議室

## 5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第4号 非農地証明について

## 6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

## 7 出席委員

1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 4番 野田 幸男 5番 賀諸 孝也  
7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 12番 河村 昇 13番 山本 明  
15番 谷本 耕造  
以上 9名

## 8 欠席委員

3番 土屋 智樹 9番 石井 洋子 6番 谷邊 博人 8番 小林 輝仁  
11番 下江 京子 14番 須藤 薫雄  
以上 6名

## 9 その他の出席者

0名

## 10 事務局出席職員

事務局長	宮谷 誘治	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
			以上 4名

## 11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第10回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日谷邊会長が所要のため、欠席ですので谷本会長職務代理者に会議の進行をお願いします。</p>
職務代理	— 開会挨拶 —
議長	<p>それでは、会議規則第3条及び第12条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち、出席委員9名、欠席委員6名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。</p> <p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号5番竇諸孝也委員と議席番号12番河村昇委員にお願いします。</p>
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	<p>2021年（令和3年）第10回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。</p> <p>議案書4 議事の「議案第5号 福山市農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を削除。</p> <p>次に議案書（別冊）4ページ14番の経営面積欄の「0平方メートル」を「1, 333平方メートル」に訂正。</p> <p>次に7ページ9番と10番の施設欄及び施設面積欄の「29. 8平方メートル×2棟=59. 6平方メートル 59. 60」を「39. 9平方メートル×2棟=79. 8平方メートル 79. 80」に訂正。</p>

事務局	次に 12ページ30番の現況地目欄の「休耕」を「田」に訂正。
続き	次に、 13ページ2番と4番が取下げ。 次に、 15ページ16番の現況地目欄の「山林」を「原野」に訂正。以上です。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、9月22日午前9時20分からの現地調査に続き、午前11時30分から市役所 東棟3階 302会議室で協議会を開催しました。 委員7名中全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号8件、議案第4号2件、合計12件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から2番について報告します。 1番は、千葉市若葉区の渡人から御幸町の受人が申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 場所は、御幸小学校から西へ690mです。 2番は、1番と同じ渡人から1番受人と同居の者が申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 場所は、御幸小学校から南西へ230mです。 受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。 以上です。
議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、9月24日の午後0時40分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名全員の出席により、議案第1号8件、議案第3号7件、議案第4号2件、合計17件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から10番について報告します。

委 員 4 番 野 田 続 き	<p>3番は、郷分町の受人が、吉津町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番と5番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、同町の渡人ら2人から、4番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、5番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は、今津町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番は、尾道市の受人が、沼隈町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>8番と9番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、春日町の渡人から8番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、9番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>10番は、曙町の受人が、東川口町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡 本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、9月24日、午前8時50分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号1件、議案第4号4件、合計7件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の11番と12番について報告します。</p> <p>11番は、今津町六丁目の受人が、東村町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹や野菜を栽培する計画です。</p> <p>12番は、金江町の受人が、神奈川県逗子市と東広島市の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。

委 員 10番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、9月24日の午前11時50分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名のうち8名の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号9件、議案第4号6件の合計18件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの13番と14番について報告をします。</p> <p>13番は、芦田町の譲受人が、さいたま市の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番は、山野町の譲渡人が、譲受人である同居の父に、申請地を贈与するものです。譲受人は野菜を栽培するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委員 13番 山本	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、9月24日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号5件、議案第4号1件の合計7件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ15番について報告します。</p> <p>15番は、申請地の東中条の田2筆968m<sup>2</sup>と畑1筆129m<sup>2</sup>の合計1,097m<sup>2</sup>について、申請地の隣地に居住する東中条の譲受人が、労力不足となった譲渡人から譲り受け、水稻・野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、受人は農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	一 質問等なし 一
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	一 全員挙手 一
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。
委員 1番 佐藤	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。 1番は、駅家町の申請人が、申請地に露天駐車場を整備するものです。既に利用があった為、顛末書添付されております。 場所は、御幸小学校から西へ約880メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 10番	それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページの2番について報告します。
安原	<p>2番は、駅家町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家西小学校の南西、約450メートルのところです。</p> <p>本案件は、既に駐車場として利用されておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお</p>

	願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。
	東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6頁1番から7頁8番について報告します。 1番は、千田町の渡人から千田町の受人が、申請地を譲り受け露天駐車場に整備するものです。 場所は、千田小学校から東へ約1, 085メートルです。 2番と3番は、関連案件でいずれも岡山市の受人が分譲宅地（特定建築条件付土地）として所要面積2, 255m <sup>2</sup> を整備するものです。 2番は千田町の渡人からです。 3番は千田町の別の渡し人からです。 場所は、千田小学校から東へ約1, 085メートルです。 4番から7番は、関連案件でいずれも岡山市の受人が分譲宅地（特定建築条件付土地）として所要面積1, 496m <sup>2</sup> を整備するものです。 4番・5番は、千田町のそれぞれ別の渡人から譲り受けるものです。 6番は大阪市西淀川区の渡人から、7番は住吉町の渡人から譲り受けるものです。場所は、千田小学校から東へ約1, 110メートルです。 8番は、御幸町の渡人から、駅家町の受人が申請地を使用貸借し、分家住宅を建設するものです。一部既に駐車場使用されており顛末書が添付されています。場所は、中国中央病院から南西約260mです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。

委 員 4 番 野 田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の9番から15番について報告します。</p> <p>9番と10番は一時転用の関連案件です。</p> <p>三原市の法人が、瀬戸町の渡人ら2人から賃貸借権を設定して申請地を借り受け、仮設事務所及び露天資材置場として一時転用するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>場所は、瀬戸池の北西、約400メートルです。</p> <p>11番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、合併浄化槽を整備するものです。</p> <p>場所は、瀬戸池の東、約700メートルです。</p> <p>12番と13番は関連案件です。</p> <p>瀬戸町の受人が、津之郷町の渡人ら2人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の西、約200メートルです。</p> <p>14番は、木之庄町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅5棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の西、約500メートルです。</p> <p>15番は、東深津町の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、千年小学校の北東、約500メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 岡 本	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、16番について報告します。</p> <p>16番は、松永町四丁目の法人が、神辺町十九軒屋の渡人から譲受け、建売住宅6棟を建設するものです。場所は、神村公民館から南へ約410メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊9ページの17番から11ページの25番について報告します。</p> <p>17番は、芦田町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、有磨小学校の北、約800メートルのところです。</p> <p>18番は、本郷町の譲受人である法人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、建売住宅6棟を建築するものです。</p> <p>場所は、福山北消防署駅家分署の南東、約250メートルのところです。</p> <p>19番から23番は関連案件で、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、19番から21番と23番で同町の貸出人と、22番で松永町の貸出人からそれぞれ申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の東、約50メートルのところです。</p> <p>24番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、特定建築条件付きの分譲宅地とするものです。</p> <p>場所は、駅家西小学校の南東、約650メートルのところです。</p> <p>25番は、駅家町の譲受人である法人が、東京都練馬区の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、網引小学校の南西、約800メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」11ページ26番から12ページ30番について報告します。</p> <p>26番は、千代田町の建設業を営む法人が、川北の田1筆1、423m<sup>2</sup>に使用賃借権を設定して川北の貸人から借り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>27番は大阪市中央区の発電事業を営む法人が、徳田の田1筆936m<sup>2</sup>を道上の譲渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>28番は、駅家町の土木建設業を営む法人が、徳田の田3筆合計2,093m<sup>2</sup>を府中市の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅8棟を建築供給するものです。</p> <p>29番は、府中市の譲受人が、道上の畠1筆402m<sup>2</sup>を大阪府東大阪市の譲</p>
------------------	--

委 員 1 3 番 山本 続 き	<p>渡人から譲り受けて、自己居住用住宅を建築するものです。</p> <p>30番は川南で建築工事業を営む法人が、上御領の田1筆1, 103m<sup>2</sup>を上御領の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅4棟を建築供給するものです。</p> <p>現地調査を行いましたが、いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の29番はJR福塩線道上駅から、30番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>26番は福山市役所神辺支所から、28番はJR福塩線道上駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p>
	<p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p>
	<p>なお、「19番から23番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「19番から23番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第3号の「19番から23番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	議案第4号「非農地証明について」の13頁1番について、報告します。 1番は、新市町ほか3人の申請人で、1980年（昭和55年）から居宅を建築し宅地として利用しております。 場所は、城東中学校から南東へ約636mです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、1番は証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4番 野田	議案第4号「非農地証明について」の3番と5番について報告します。 3番は、松永町の申請人が、昭和50年12月から進入路として利用し、現在に至っております。 場所は、道の駅「アリストぬまくま」の北西、約300メートルです。 5番は、新涯町の申請人が、平成8年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、箕島小学校の北、約600メートルです。 現地調査をしましたが、どちらも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番	それでは、議案第4号「非農地証明について」の6番から9番について報告します。4件とも、神奈川県逗子市の個人ほか1名からの申請です。 6番は、申請人が、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂

委 員 7 番 岡本 続 き	<p>し、山林となったものです。場所は、新池から北東へ約175メートルのところです。</p> <p>7番は、申請人が、昭和38年12月ころから住宅敷地として利用されていたものです。場所は、新池から北東へ約175メートルのところです。</p> <p>8番は、申請人が昭和36年頃から住宅敷地として利用されていましたが、敷地の大部分に樹木が繁茂し、宅地及び山林となったものです。登記地目は宅地ですが、課税地目が畠となっていたため、非農地証明を申請されたものです。場所は、新池から北東へ約235メートルのところです。</p> <p>9番は、申請人が、昭和56年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、上屋戸池から北東へ約314メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番	それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊14ページの10番から15ページ15番について報告します。
安原	<p>10番は、山口市の申請人が、昭和45年頃から、作業場として利用し、現在に至ります。</p> <p>場所は、有磨小学校の南西、約2.7キロメートルのところです。</p>
	<p>11番は、千葉県印西市の申請人が、昭和58年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p>
	<p>場所は、加茂支所の北西、約5キロメートルのところです。</p>
	<p>12番は、加茂町の申請人が、平成11年2月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p>
	<p>場所は、加茂支所の北、約2キロメートルのところです。</p>
	<p>13番は、駅家町の申請人が、平成14年1月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p>
	<p>場所は、服部南保育所の北西、約1.7キロメートルのところです。</p>
	<p>14番は、駅家町の申請人が、昭和45年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p>
	<p>場所は、服部南保育所の西、約1.2キロメートルのところです。</p>
	<p>15番は、新市町の申請人が、大正14年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。</p>
	<p>場所は、常金丸保育所の南東、約750メートルのところです。</p>

委 員 10番 安原 続き	なお、10番から14番は、農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整ております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	議案第4号「非農地証明について」15ページ16番について報告します。 16番は、埼玉県富士見市の申請人が、申請地である下竹田の畠5筆合計1,693.28m <sup>2</sup> について、相続により所有していましたが、遠方に居住していることから、昭和63年4月頃から耕作放棄されて雑木等が繁茂し山林となっているという申請です。 現地確認をしましたが、神辺町大字下竹田字渡瀬1392-2の畠520m <sup>2</sup> と1402-5の畠2.28m <sup>2</sup> については、農地性がなく、農地への復元も困難であり、非農地証明可能と判断しました。 神辺町大字下竹田字渡瀬1395-1, 1397, 1398の3筆については、農地への復元が可能な状態であり、非農地証明不可と判断しました。 なお、証明可能の対象地は、農振農用地区域内の農地ですが、農振担当部局との調整は整っております。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は举手をお願いします。
委 員	一 質問等なし 一
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第4号の「2番」と「16番の5筆のうち3筆」は、農地性があるため証明できない旨を通知し、その他の案件は、原案のとおり証明することに賛成の方は举手をお願いします。
委員	一 全 員 挙 手 一

議長	全員挙手により、議案第4号の「2番」と「16番の5筆のうち3筆」は、農地性があるため証明できない旨を通知し、その他の案件は原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に、報告事項「農地法等に関する専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の16ページから19ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、12件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、20ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、21ページから34ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条7件、5条68件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、35ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫及び農業用車両駐車場であることを確認しました。</p> <p>次に、36ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。2件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、37ページと38ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、39ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認し</p>

事務局 続々	ました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。  次に、40ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかつたことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員長	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第10回福山市農業委員会総会を終了します。 なお、来月の総会は10月29日開催の予定です。
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前11時00分閉会